

19. 片町広場荷捌き駐車場等管理業務委託

撤去台数・収容可能台数		単位：台	
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
撤去台数	1,452	1,376	888
収容可能台数	7,418	7,418	7,418

この事業目的は、歩行者等の通行妨害及び周辺の景観妨害の原因となる路上放置自転車等の台数を減少させることにある。
 その手段として、市内に整備済みの駐輪場を維持管理し、指導員による自転車等の放置防止指導を実施している。
 しかし、自転車等放置防止の事後的な処理に大半のコストを投入している現状を、事前の対応へ改善するべきである。
 そのためには、市の他の部署と連携を図り、自転車等利用者のマナー、ルールの啓発、普及を図ることが必要である。
 金沢市自転車の駐車対策及び放置防止に関する条例の第4条には、「市長は、自転車の利用者に対し、自転車の正しい駐車方法を図る等の啓発活動を行うものとする。」と記載されており、この啓発活動を具体的に展開する必要がある。

意見
 自転車の放置防止対策は、放置現場における直接指導だけでなく、他の部局と連携した基本的な社会マナーの啓発活動も実施すべきである。

委託業務区分	施設管理運営
委託業務内容	①片町広場荷捌き駐車場の施設等の管理 ②片町広場荷捌き駐車場に管理員を配置し、荷捌き車両の受付業務委託理由別分類
業務の効率化及びび人件費等その他経費の節減	款・項・目
総務費・総務管理費・交通対策費	担当課
都市政策局交通政策部歩ける環境推進課	委託料
1. 当初予算計上額	2,563,000円
2. 最終支出額	2,555,615円
委託履行期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期	平成15年度以前
委託契約先名称	財団法人金沢まちづくり財団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成19年4月より1年契約
再委託の有無	有

(4) 入札について
該当なし

(5) 予算の正確性の検証
予算は、電話料、水道料及び駐車場管理員経費で構成されており、いずれも実績に基づいたものであり、問題はない。

(6) 対価としての妥当性について

①過去3年間の委託料の推移表

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(財) 金沢まちづくり財団	2,559,904	2,564,908	2,555,615

単位：円

②管理員の配置人数と配置時間

収容台数	人数	供用時間
8台	1	平日9:00から20:00まで、祝日9:00から14:00まで ※日曜・年末年始は供用しない。

③受託者の収支決算書の支出推移表

	平成17年	平成18年度	平成19年度
通信運搬費	33,376	32,528	34,444
光熱水費	22,050	22,050	22,050
委託費	2,504,478	2,510,330	2,499,121
合計	2,559,904	2,564,908	2,555,615

単位：円

委託費は、(社)金沢市シルバークンセンターへの委託(管理員配置人件費)である。対価は適正といえるが、今後は、管理員の配置時間の削減についても、検討すべきと考えらる。

(7) 再委託の状況について
市の見解は、「片町広場荷捌き駐車場等管理業務を再委託していることについては、経費削減及び高齢者雇用促進を図るためであり、問題はない」というものである。

再委託業務は、業務時間に単価を乗じて算出したものであり、その時間単価が低く設定されていることから、経費削減が図られていると判断できる。

(8) 事後評価の実施状況
市の見解は、「荷捌き駐車場が設置されていることで、近辺の違法駐車は見られない。また、管理員がいることで荷捌き駐車場は適切に利用されている」というものである。

荷捌き駐車場の設置は、都心部において、路上荷捌きのための駐停車両を削減

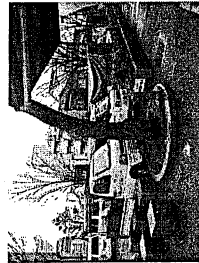
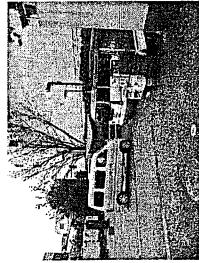
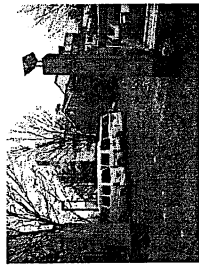
(1) 委託業務の概要

①沿革

事業の開始年月：平成7年7月
委託事業化の開始年月：平成7年7月
当該事業は、交通渋滞緩和対策として実施しており、物流の効率化に資することを目的としている。

②現状・内容

業務内容は、片町広場荷捌き駐車場の施設等の管理を行うこと、管理員を設置し、荷捌き車両の受付を行うことである。



片町広場に公営荷捌き駐車場の設置し、荷捌き車両を駐車させ、そこから各店舗に荷物を配送している。

(2) 業務委託理由について

①政策目的：新金沢市総合交通計画による事業である。
世界都市金沢にふさわしい交通体制を構築することを目的とする。

②事業目的：都心部の幹線道路の混雑緩和を目的とし、荷捌き車両を裏通りに誘導するため、裏通りについての荷捌き環境の向上を目指す。

③委託事業化した目的：業務の効率化及び人件費等その他経費の削減
事業目的の達成のために、常勤の管理員を配置することで、一般車両の駐車を排除し、荷捌き車両が常時駐車できるようにしており、委託事業化は適当であると判断した。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。
随意契約の理由は、「財団法人金沢まちづくり財団は、地方自治法に基づき指定管理者として片町広場内にある自転車駐車場の管理を行っており、また、公園管理者から公園施設として片町広場の施設設備の点検及び修繕についても業務を受託している。片町広場の一体的な施設管理、運営のため随意契約するものである」としている。

片町広場の一体的な施設管理、運営の必要があることから、契約方法を随意契約とすることは問題がないと判断する。

20. もてなしドーム地下広場運営業務委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	もてなしドーム利用申請書の受付、スケジュール調整、運営料の徴収、備品管理等
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	総務費・総務管理費・企画費
担当課	都市政策局企画調整課
委託料	
1. 当初予算計上額	4,080,000 円
2. 最終支出額	5,567,005 円
委託履行期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期	平成17年度
委託契約先名称	財団法人金沢まちづくり財団
委託契約先分類	金沢市の外郡団体
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成19年4月より1年契約
再委託の有無	無

減することにより、幹線道路の交通渋滞緩和を図り、裏通りの荷捌き環境を向上させるために効果があるといえる。しかし、管理員がいることで荷捌き駐車場の適切な利用が促進されたいと思われ。

また、金沢市トラック荷捌き効率化計画に基づき、都心部の公共施設や民間施設の駐車場や道路の一部等を利用した荷捌き駐車場を設置するため、関係者と協議を進めながら荷捌き対策を実施していることは理解できるが、これまでの駐車場の設置は、平成16年は5箇所、平成17年、18年は各4箇所に留まっており、今後も荷捌き対策が必要な路線・地区を把握し、新規に適正な位置での駐車場確保を、費用対効果も踏まえて検討することが重要であると考える。

意見

荷捌き駐車場の設置については、常に荷捌き対策が必要な路線・地区を把握し、適正な位置での駐車場確保を、費用対効果も踏まえて検討する必要がある。

(1) 委託業務の概要

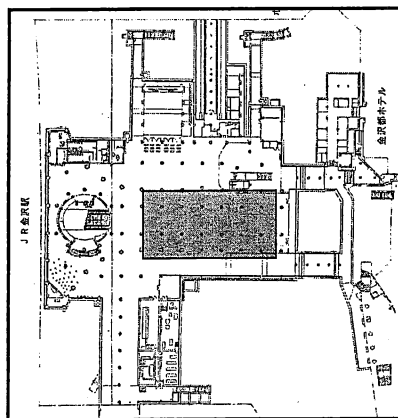
① 沿革

事業の開始年月 : 平成17年4月
 委託事業化の開始年月 : 平成17年4月
 金沢駅東広場もてなしドームは、平成17年3月20日に完成し、供用が開始されたことから、その地下広場の活用の一つの方法として、平成17年4月1日より本事業を開始したものである。

② 現状・内容

・ 面 積 : 1,576.31㎡

・ 使用ゾーン図 :



・ 使用可能時間帯 : 午前8時～午後9時

委託業者として最も適している」というものである。

また、金沢駅もてなしドーム地下広場の有効活用として、現在の多目的イベント広場としての利用は、北陸新幹線の開業までの暫定的な活用策であり、暫定利用の段階でむやみやみに民間業者へ運営を委託することは適当ではないとの観点も加えれば、当該財団に運営を委託することは適当である。

しかしながら、北陸新幹線の開業までに、もてなしドーム地下広場の今後の有効活用について、市は検討を進める必要があるとともに、その検討の結果、多目的イベント広場として本格的な活用を図るのであれば、公共空間の有効活用にノウハウを有する民間企業への運営委託も検討する必要があると思われる。

(3) 契約内容について

1者随意契約で、契約方法には、問題は無い。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算と最終支出額に差異があり、担当課は追加補正の予算要求書を財政当局へ提出している。

例年、運営料収入の減額に伴う委託料の増額補正をしていることに関する理由として、市の見解は、「もてなしドーム地下広場は、歩行者等の通行に供することを中心とした設計、整備されたものであり、給排水施設がないことや、火気の利用が禁じられていること、冬季の寒さが厳しいこと等、イベント利用には一部制限があるため、民間団体等の利用が目標に達しないのが現状である。しかし、利用実績をみつつ、リピーターが多いことから、駅前である当該広場の地理的優位性を訴えつつ、今後も更なるイベント利用の周知を図り、利用促進に取り組んでいく」との考えをもっている。

(6) 対価としての妥当性について

① 平成19年度の施設利用状況

	一般		金沢市関連		にぎわい		収入額	営業日	休業日
	日数	件数	日数	件数	日数	件数			
19年4月	6	3	1	1	16	4	80,000	20	10
5月	6	3	0	0	29	7	120,000	21	10
6月	6	5	5	2	25	8	100,000	21	9
7月	3	2	10	1	25	7	40,000	21	10
8月	2	2	0	0	24	7	90,000	23	8
9月	10	7	0	0	31	8	40,000	18	12
10月	3	3	18	3	26	7	110,000	22	9

<p>第23回放射線技師の国際会議</p> <p>H19.6.8</p>	<p>石川県理容美容専門学校へアショー</p> <p>H19.9.28</p>	<p>クリスマス交通安全こどもフェスタ</p> <p>H19.12.5</p>
--------------------------------------	---	---

(2) 業務委託理由について

随意契約の理由として、市の見解は、「財団法人金沢まちづくり財団は、金沢のまちづくりを推進する事業を行う団体であり、金沢駅周辺の状況を熟知しており、

11月	4	2	10	3	23	5	30,000	21	9
12月	6	5	4	4	11	3	0	19	12
20年1月	0	0	0	0	1	1	0	19	12
2月	0	0	0	0	4	1	70,000	20	9
3月	1	2	5	0	0	16	3	50,000	20
									11

運営料(利用者負担)を金沢まちづくり財団の収入としてしているにもかかわらず、その収入増加のインセンティブが金沢市にあることに関しての市の見解は、以下のとおりである。

「本委託業務は、地下広場のイベント利用に関する申請やスケジュール管理等の事務の効率化及び人件費その他の経費の削減を目的に委託しているものであり、現行のイベント広場としての利用促進を含め、もてなしドームをはじめとする金沢駅前の賑わい創出に向けた取り組みについては、金沢市の玄関口にふさわしい景観や賑わい等のあり方を考慮しつつ、受託者の経験や知識も生かしながら、本市が主体的に行っている。また、委託料は概算払とし、運営料収入の増加は、本市が支払う委託料の削減につながるものであるため、そのインセンティブは、利用促進等に取り組んでいる本市にあると考える。なお、もてなしドームをはじめとする駅前については、2014年までの北陸新幹線の開業を見据え、イベント広場としての利用にとらわれず、交流拠点としての適正な機能の配置や強化、役割分担等、そのあり方は今後の検討課題と考えている」

②過去3年間の委託料の推移表

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
決算額	5,691,879	5,575,038	5,567,005

委託料最小化の努力として、市の見解は、以下のとおりである。

「本委託事業における支出は、そのほとんどが人件費及び維持管理に係る経常的経費であり、これ以上の削減は困難であるが、少しでも更なる支出の削減に向けて検討していきたい。一方、金沢コンベンションビュローローHPへの案内掲載、各種行政機関やイベント会社等への営業活動をおし、イベント利用を促進することで、運営料収入の増加による委託料の削減に努めている」

コストに見合った公共空間の有効活用のためにも、収入増加へ向けた取り組みを今後も推進する必要があるが、当該事業の目的が、広く市民団体や民間業者に地下広場を使ってもらい、駅前の賑わいを創出することを目的としていることから、主催者が負担する運営料が1日1万円と廉価に設定されており、このことに鑑みれば、収支の均衡が公共空間の有効活用度を測る指標とは言い切れず、現在の市の支出額は限度を超えるものではない。

しかし、例えば営利を目的とするイベントであるか否かなど、イベントの内容によっては割増料金を徴収することも検討する必要がある。

意見

もてなしドーム地下広場の利用者負担については、営利を目的とするもの等イベントの内容により割増料金を徴収することも検討する必要がある。

③過去3年間のもてなしドーム地下広場収支決算書の推移表

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収入の部			
受託料収入	5,691,879	5,575,038	5,567,005
運営料収入	620,000	1,090,000	730,000
合計	6,311,879	6,665,038	6,297,005
支出の部	平成17年度	平成18年度	平成19年度
給料手当	4,485,808	4,339,468	4,280,788
福利厚生費	726,343	586,178	581,070
光熱水費	167,897	523,206	515,357
修繕費	15,750	0	0
消耗品費	231,039	350,189	136,842
印刷製本費	0	172,933	159,228
通信運搬費	106,734	109,570	114,692
賃借料	48,510	105,840	105,840
租税公課	262,414	248,084	244,894
雑費	3,885	3,570	8,294
旅費交通費	158,000	200,000	150,000
消耗什器備品費	105,499	26,000	0
合計	6,311,879	6,665,038	6,297,005

(7) 再委託の状況について
該当なし

(8) 事後評価の実施状況

平成20年度より、利用者にアンケート調査を実施しており、その結果を、外部委員で構成される「もてなしドーム企画調整委員会」に報告し、助言をもらいながら改善に取り組んでいる。

なお、平成21年度については、受託事業者職員の勤務体制の改善等を実施する予定である。

21. 屋外広告物現況調査等委託事業

委託業務区分	
調査、研究、測定、集計	
委託業務内容	① 指定区域などにおける屋外広告物の現況調査及び報告書等の作成 ② 公的サインの点検・掃除
業務委託理由別分類	
その他	
款・項・目	
土木費・都市計画費・都市計画総務費	
担当課	都市整備局景観政策課
委託料	
1. 当初予算計上額	6,370,000円
2. 最終支出額	6,370,000円
委託履行期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期	平成15年度以前
委託契約先名称	金沢まちづくり財団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	随意契約
随意契約の理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成19年4月より1年契約
再委託の有無	無

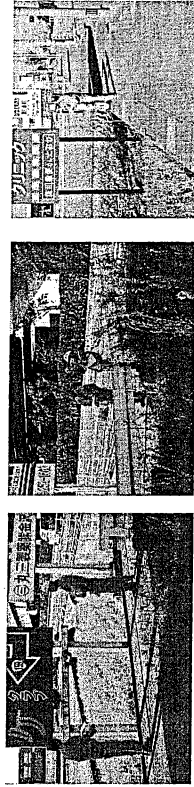
(1) 委託業務の概要

① 沿革

事業の開始：平成18年度
委託事業化の開始：平成18年度

② 現状・内容

- ア 指定区域内の屋外広告物の現況を調査し、報告書に記載する。
- イ 当該広告物の許可申請の有無を確認し、現況報告書と照合する。
- ウ その他基礎資料（現況調査一覧表など）を作成する。
- エ 市内約100ヶ所に点在する公的サインを点検・清掃する。



* 看板の大きさや高さを測ったり、カメラ撮影や目視で現況の調査を行う。

(2) 業務委託理由について

① 政策目的

景観法の制定や北陸新幹線の金沢開業を見据え、より美しい景観の形成が求められており、今後さらに良好な都市景観を形成していくため、長期的な行動指針（金沢市景観形成基本計画）と、短期的な運用実施計画（金沢市景観計画）を18年度から20年度の3年間で策定し、金沢らしいより美しい都市景観の形成を目指している。

② 事業目的

金沢市内の屋上広告や主要交差点に設置されている野立広告の現況を調査し、現行の屋外広告物条例基準との適合性や許可申請の有無などの実態把握を通して、景観基本計画の策定や屋外広告物条例改正に際して必要となる基礎資料を作成することで、美しい都市景観の形成を図ることを目的としている。

③ 委託事業化した目的

平成17年、景観法の施行により景観施策の重要性が増す中で、本市においても景観計画を見直し、新たな景観計画を策定することが必要となってきた。その計画策定を進めるにあたり、景観の重要な要素である屋外広告物についても、実態を把握すべく現況調査を実施する必要性が生じたため、その現況調査を円滑にかつ効率的に実施するとともに、人件費等其他経費の節減を図ることを目的として委託化している。

- ・風俗チラシ簡易除却業務 2,111,000円 (@8,652/日：人件費等 年244回)
- ・公共サイン清掃・点検業務 639,000円 (@18,806/日：人件費、交通費等 年34回)

平成18年度(12,280,000円)内訳

- ・立看板等簡易除却業務 5,910,000円 (@24,624/日：人件費、車借上、ガソリン等 年240回)
- ・屋外広告物現況調査等業務 6,050,000円 (@24,896/日：人件費、車借上、ガソリン等 年243回)
- ・公共サイン清掃・点検業務 320,000円 (@18,806/日：人件費、交通費等 年17回)

平成19年度(6,370,000円)内訳

- ・屋外広告物現況調査等業務 6,370,000円 (@26,541/日：人件費、車借上、ガソリン等 年240回)

委託業務量と対価のバランスはとれており、問題はないと判断した。

(7) 再委託の状況について
該当なし

(8) 事後評価の実施状況
作業後の報告書の作成等、問題はないと判断した。

(3) 契約内容について
随意契約を実施している。

随意契約の理由として、市の見解は、「本委託業務は、幹線道路の沿道など指定区域内に設置されている屋外広告物の現況をすべて調査し、屋外広告物条例に適合しない違反広告物の実態を把握し、沿道景観形成計画の策定に際しての基礎資料を策定することまでを主な内容とする業務である。したがって、屋外広告物に関する正確な知識を有するとともに当該業務を誠実に履行した実績を持ち、かつ公正中立な立場にある本市が出損する公益法人の財団法人金沢まちづくり財団に委託することが妥当である」というものである。

屋外広告物に関する知識を有するものは、複数存在する。実績は、経験のない場合にはいつまでもたってもゼロであり、選定の際の参考資料のひとつに過ぎない。金沢市の委託業務を遂行する場合には、当然公正中立であることは、委託契約書上に明記すべきであり、このことをもって当該財団を限定する理由とはならない。

競争機会の確保の観点からも競争入札を実施すべきである。

指摘事項

屋外広告物現況調査等委託事業においては、競争機会の確保の観点から、競争入札を実施すべきである。

(4) 入札について
該当なし

(5) 予算の正確性の検証について
当初予算と最終支出金が合致しており、予算は正確に算定され、執行されている。

(6) 対価としての妥当性について
①過去3年間の委託料の推移表

単位：円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(財)金沢まちづくり財団	8,750,000	12,280,000	6,370,000

(委託金額変動の理由)

委託業務内容が毎年異なるため、金額が変動している。

平成17年度(8,750,000円)内訳

- ・立看板等簡易除却業務 6,000,000円 (@25,018/日：人件費、車借上、ガソリン等 年240回)

22. 安全施設維持管理業務等委託

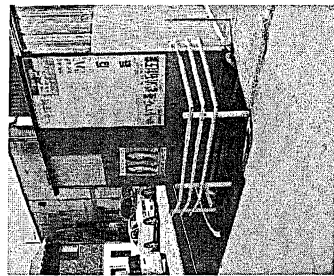
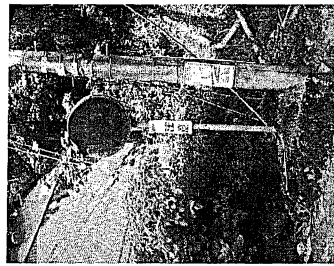
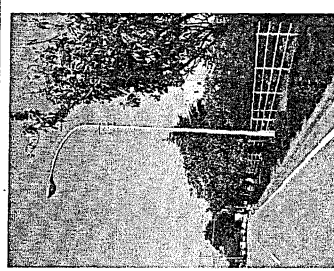
委託業務区分	
施設等機械類保守点検	
委託業務内容	
金沢市全域の交通安全施設の点検調査	
業務委託理由別分類	
業務の効率化及び人件費等その他経費の節減	
款・項・目	
土木費・道路橋りょう費・交通安全施設整備費	
担当課	
都市整備局土木部道路管理課	
委託料	
1. 当初予算計上額	
7,200,000円	
2. 最終支出額	
7,636,400円	
委託履行期間	
平成19年4月1日～平成20年3月31日	
委託事業開始時期	
平成17年度	
委託契約先名称	
財団法人金沢まちづくり財団	
委託契約先分類	
金沢市の外郭団体	
契約方法	
随管契約	
随意契約理由とするもの	
契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約	
契約期間	
平成19年4月より1年契約	
再委託の有無	
無	

(1) 委託業務の概要

①沿革

事業の開始年月：平成17年4月
 委託事業化の開始年月：平成17年4月
 従来は市民要望により安全施設の修繕等の対応をしていたが、平成17年度より
 老朽化による事故を未然に防ぐことを目的に、計画的に点検を行う委託業務が事
 業化されている。

②現状・内容

	(防護柵点検) 腐食の有無 ポルトのゆるみ等を点検
	(反射鏡点検) 支柱の腐食の有無 鏡面の角度 ゆがみ等を点検
	(照明灯点検) 支柱の腐食の有無 点灯状況を点検

金沢市全域の交通安全施設の点検、具体的には、計画に基づき下記の業務が実
 施されている。

ア 点検着手時に、当該施設が金沢市管理施設か確認する。また、現地と施設台
 帳の記載内容を照合し、誤謬があれば施設台帳の修正を行う。また、管理施設
 で台帳が整備されていないものについては、所定の様式で台帳の追加を行うも
 のとする。

イ 別途貸与する施設台帳を基に、所定用紙の「点検項目」により調査を行い、
 「点検のランク付け」により評価し、その結果を施設台帳に入力を行うものと
 する。

ウ 点検の結果、腐食・損傷等により特に危険な施設等を発見した時は速やかに
 写真を添付し金沢市に報告（要望書提出）する。

エ 点検結果については、危険度や緊急度が高いものを金沢市へ月報として報告
 するものとし、年度末には当該年度調査個所の評価のランク付け一覧表を作成
 し提出する。

③ 業務量 出所：安全施設調査集計表 単位：件

	照明 灯	防護 柵	反射 鏡	道路 標識	合計	台帳 漏れ	現場 なし	写真 漏れ	写真 違い
H17年度	1,296	3,706	1,368	601	6,971	599	163	246	59
H18年度	2,327	2,962	1,472	664	7,425	1,096	296	454	140
H19年度	910	3,109	1,030	451	5,500	811	124	211	114

業務量と対価とは、均衡がとれており、問題ないと判断した。

(7) 再委託の状況について
該当なし

(8) 事後評価の実施状況

成果物(要望書、調査箇所の評価ランク付け一覧表)は仕様書どおりに、適正に作成されており、問題は無いと判断した。

交通安全施設維持管理業務等委託特別仕様書によれば、受託者は業務計画書の作成義務があり、この計画書には、業務の工程表、業務の担当者を記入することになっている。

また、この業務計画書は、毎年作成すべきであり、市は提出がない場合には、当然受託者に注意すべきところ、平成17年に長期の業務計画書が作成・提出されたのみで、以後全く年度の業務計画書が作成されていない。

長期の計画書を作成することと、年度計画書を作成することは別であることから、年度単位で業務を委託している以上、業務計画書を毎年作成し提出させるべきである。

意見

安全施設維持管理業務等委託において、受託者は委託年度の業務計画書を作成・提出する義務があるが、過年度に長期計画書を提出したのみであるため、早期に委託年度の業務計画書の提出を指導する必要がある。

(2) 業務委託理由について

- ① 政策目的：道路を適切に維持管理するため
- ② 事業目的：金沢市全域の交通安全施設(ガードパイプ、カーブミラー等)を点検調査し、安全安心な道路管理を実施
- ③ 委託事業化した目的：
道路の交通安全施設の点検調査を強化することにより、危険箇所の早期発見と効率的な維持管理を図るため

事業目的、委託事業化とともに、合理的なもので、問題はないと判断した。

(3) 契約内容について
随意契約を実施している。

随意契約の理由として、市の見解は、「本委託業務は、金沢市内に点在する当社が設置した施設の安全点検業務等であり、市民が安全かつ良好な状態で利用できるように、設置目的や利用目的を的確に判断し、対応できることを必要とするものである。財団法人金沢まちづくり財団は、多年にわたり公園緑地等の遊具点検等を行っており、技術的に熟知し、的確な判断や対応能力を備えており、また、行政経験豊富な土木職を多数雇用しており、本委託事業の目的達成には最善とと思われる」というもので、金沢市の土木部で該当する業務を実施していたOBが当該財団法人に雇用されており、安全施設の設定、保全の業務を理解しているというものである。

(4) 入札について
該当なし

(5) 予算の正確性の検証

予算は、安全施設維持管理業務等委託事業費を、市の担当課である道路管理課、内水整備課、市営住宅課の3課で、仕事量の精算表に基づき人工比率を算出し、配分計算を実施している。

下記、委託料は、道路管理課において配分された金額である。配分計算の際に使用した人工と、実際の人工との比較までは実施されていない。

(6) 対価としての妥当性について

① 過去3年間の委託料の推移表

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(財)金沢まちづくり財団	10,538,850	9,715,074	7,603,608

単位：円

② 従事者数：3人
受託者側の努力により人件費を削減できたものである。

23. 東斎場火葬等業務委託
24. 南斎場火葬等業務委託

委託業務区分	
その他の委託	
委託業務内容	
斎場の火葬業務	
業務委託理由別分類	
知識・技術の高度化により直営による対応が困難	
その他	
款・項・目	
衛生費・環境衛生費・環境衛生施設費	
担当課	
市民局市民課	
委託料	
1. 当初予算計上額	
49,140,000円(東斎場) 41,202,000円(南斎場)	
2. 最終支出額	
49,140,000円(東斎場) 41,202,000円(南斎場)	
委託履行期間	
平成19年4月1日～平成20年3月31日	
委託事業開始時期	
平成15年度以前	
委託契約先名称	
株式会社五輪	
委託契約先分類	
営利団体	
契約方法	
随意契約	
随意契約理由とするもの	
契約性質又は目的が競争入札に適しない	
特殊な技術やノウハウを有する者との契約	
契約期間	
平成19年4月より1年契約	
再委託の有無	
無	

(1) 委託業務の概要

①沿革

事業の開始年月：(東斎場)平成4年7月(南斎場)平成7年7月
委託事業化の開始年月：(東斎場)平成4年7月(南斎場)平成7年7月

②現状・内容

事業場所：金沢市東斎場 金沢市鳴和台360番地
金沢市南斎場 金沢市西泉6丁目64番地
委託内容：・火葬炉の始業及び終業点検
・火葬炉等の設備及び炉回り等器具類の保守及び管理、簡単な補修
・火葬炉の運転操作及び監視業務
・収骨及び遺族への引渡業務
・火葬炉等の掃除業務
・受付業務

過去3年間の業務量は、以下のとおりである。
火葬件数

(東斎場)

	遺体	死産児	汚物	計
平成17年度	2,017	42	697	2,756
平成18年度	2,009	50	753	2,812
平成19年度	2,070	62	704	2,836

(南斎場)

	遺体	死産児	汚物	計
平成17年度	1,702	109	342	2,153
平成18年度	1,738	98	367	2,203
平成19年度	1,730	96	316	2,142

業務時間：(東斎場)9時～17時30分(南斎場)9時～17時30分
労働環境は、夏高温で冬低温下での仕事である。
炉設備の保守作業の頻度は、日常の簡易な点検・清掃の他に年1回定期点検を行っている。

(4) 入札について
該当なし

(5) 予算の正確性の検証

予算と実績との乖離はなく、予算は正確に算定されたと判断した。予算の算定は、平成11年4月に記載された、日本環境斎苑協会の依頼業務受託料金表を参照し、人件費単価を設定し、人数を乗じて算出している。

(6) 対価としての妥当性について

①過去3年間の委託料の推移表

単位：円

委託契約先	平成17年度	平成18年度	平成19年度
株式会社A	50,652,000	49,140,000	49,140,000

委託契約先	平成17年度	平成18年度	平成19年度
株式会社A	41,202,000	41,202,000	41,202,000

②従事者数：(東斎場) 技術管理者1人、技術員5人
(南斎場) 技術管理者1人、技術員4人

見積書において、見積内訳として、「斎場火葬等業務、設計、仕様及び図面の内訳、しゅん工までの一切の費用額」と記載されているが、これでは、金額の内容を分析できない。

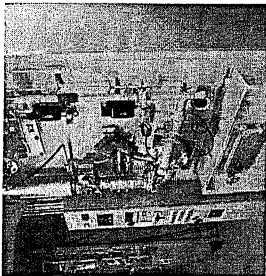
見積書は、その内容を、例えば、人件費単価×常駐人員、管理経費、定期点検等に分解して提示すべきである。

市は、平成11年の前記の算出根拠資料により、技術管理者と技術者として、積算単価を替えて、12か月分を乗じているが、平成11年の算出根拠は、現在の人件費水準を反映していないため、市は人件費の見直しをすべきであった。

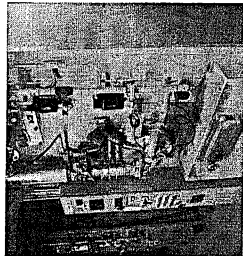
また、この算出根拠資料によれば、火葬見込数と常駐人員の目安で、火葬見込数が2,000～3,000件/年では、常駐人員は、4人から5人と記載されているが、東斎場の現在の技術管理者1人と技術者5人の合計6人であり、1人多い配置であると考えられる。

なお、斎場には、金沢市の職員が配置されているが、市の見解は、「金沢市の職員は、火葬の予約及び書類等の受付業務であるため、火葬業者の受付業務とは重複しない」というものである。

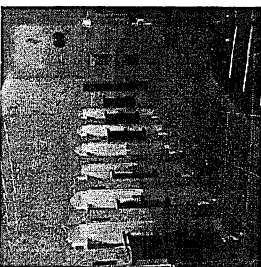
(7) 再委託の状況について
該当なし



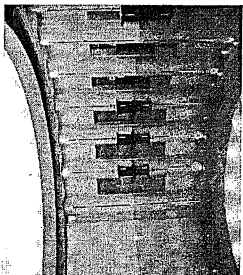
炉心裏



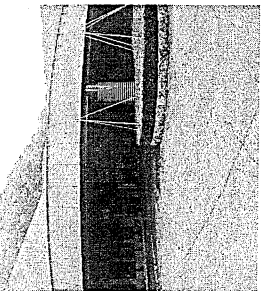
炉心裏



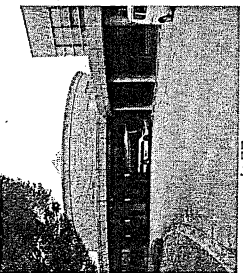
炉心前



炉心前



女関



女関

(東斎場)

(南斎場)

(2) 業務委託理由について

- ①政策目的：住みよい生活環境の整備
- ②事業目的：火葬業務及び設備の保守点検
- ③委託事業化した目的：業務の効率化及び人件費等その他経費の節減

遺体の火葬は、男女や体格の違いによる火力の調整、遺族の慰霊感情を満たすためのお骨の残し方等、炉心のコントロールに知識・経験を要する作業である。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。
随意契約の理由として、市の見解は、「個別随意契約理由：株式会社Aは、斎場に火葬炉を設置したメーカーである株式会社Bが自社製火葬炉の運転、管理業務を目的として設立した会社である。火葬炉の運転管理は製造会社の技術が必要とする。また、金沢の火葬習慣等を考慮した火葬業務にも精通しており、遺族の感情に配慮した開場時よりスムーズな管理運営体制を行うことができる。よって、株式会社Aと契約するのが最良である」というものである。

火葬炉を設置したメーカーである株式会社Bは、富山市に本店を有する会社であり、無煙突式無煙・無臭火葬炉で特許を有し、全国に636個所の斎場炉の納入実績を持っており、株式会社Aは、株式会社Bのメンテナンス子会社である。

【指定管理者制度】

25. 金沢市体育施設指定管理料

委託業務区分	
施設管理運営	
委託業務内容	
金沢市体育施設管理運営	
業務委託理由別分類	
業務の効率化及びび人件費等その他経費の節減 知識・技術の高度化により直営による対応が困難 民間感覚により市民サービスの向上を図る	
款・項・目	
教育費・保健体育費・体育施設費	
担当課	
市民局市民スポーツ課	
委託料	
1. 当初予算計上額	
149,983,000 円	
2. 最終支出額	
149,866,397 円	
委託履行期間	
平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日	
委託事業開始時期	
平成 18 年度	
委託契約先名称	
財団法人金沢市スポーツ事業団	
委託契約先分類	
金沢市の外郭団体	
契約方法	
指定管理者制度	
公募によらなかった場合の理由とするもの	
指定管理者を公募しており、該当なし	
契約期間	
平成 18 年 4 月より 5 年間	
再委託の有無	
有	

(8) 事後評価の実施状況
 事後評価は、一度も実施されていない。効果的な事業運営の観点から、定期的な事業の検証を実施する必要がある。
 委託事業内容を検討する際に、検討対象から除外すべき聖域はなく、市民のサービス感覚に合致した事業であるかどうかの観点から、その必要性を検証する必要があると思われる。

意見
 東・南高場火葬等業務委託料の積算においては、業者に詳細な経内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

(1) 委託業務の概要

当該業務は、指定管理者制度による金沢市営の体育施設の管理運営である。以前は、金沢市営の体育施設は財団法人金沢市スポーツ事業団に管理委託されていたが、平成15年の地方自治法改正により「指定管理者制度」が誕生し、平成18年9月までの間に、従来の管理委託方式から市直営か、指定管理者制度に移行しなければならなかった。

そこで、金沢市では、平成18年度から金沢市営の体育施設については、指定管理者制度により管理運営することとし、指定管理者を公募した結果、当該財団が指定管理者に選定されたものである。(ただし、金沢市営金沢テイクノパーク運動広場は、平成16年度から指定管理者制度が導入されている。)

(2) 業務委託理由について

- ①業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
- ②知識・技術の高度化により直営による対応が困難
- ③民間感覚により市民サービスの向上を図る

以上の理由のために、指定管理者の指定が行われた。具体的な選定方法は、次の「(3) 契約内容について」で述べる。

(3) 契約内容について

指定管理者制度を導入している。平成17年度中に公募による指定管理者の選定が行われた。応募団体は、施設により4～7団体であった。選定にあたって、まず、書類審査で上位3団体に絞り込まれ、さらに、面接を経て最終選定されている。

書類審査では、①指定管理者としての適格性、②安定的・効率的な管理運営の維持、③専門的なサービス供給及び市民サービスの向上が評価される。

指定管理者を選定したのは「金沢市指定管理者選定会」であるが、その会長は金沢市副市長で、選定員は各部長、幹事は各課長で構成されており、外部の人は、全く登用されていない。

当該選定会による書類審査では、応募団体をすべて匿名にするなどし、公平性を確保しているが、指定管理者の選考の公平性・透明性を立証するためには、外部委員の登用が必要であったと思われる。

なお、平成20年度に実施した「金沢市指定管理者選定会」では、外部委員2名(大学名誉教授、公認会計士)が登用されており、既に改善が図られている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額149,983,000円を、年間12回に分割して毎月支出しており、平成20年3月31日には、116,603円が返納され不用額となっている。

(6) 対価としての妥当性について

平成18年度に指定管理者制度に移行する際に、金沢市体育施設標準管理運営費積算表を作成している。

その本身は、根拠条例ごとに体育施設をいくつか括った単位ごとに、人件費・事務費・管理費の合計から収入分を差し引いて指定管理料を算出している。

2年目以降の指定管理料の決定方法は、主に過去3カ年の平均実績を基に指定管理者から提出された資料により担当課が予算書を作成し、財政課と協議のうえ指定管理料を決定している。

管理運営費提案額の中身は、金沢市体育施設標準管理運営費積算表とほぼ同じ形式であり、例えば、体育館等の管理運営費提案額の人件費は、常勤職員費・非常勤職員費・臨時職員費からなるが、個々の費用は予算書の中で給料・手当・報酬・共済費・福利厚生費・賃金に細分されている。

常勤職員費は年々上昇する傾向にあるが、その他の人件費は体制の見直しなど指定管理者の努力により抑制されている。

次に事務費、管理費のうち電気料金・ガス料金・上下水道料金・燃料費・修繕費(20万円以下のもの)は指定予算額として決定されている。

指定予算額は、指定管理者が管理運営費提案額を算定する際に固定される額であり、過去の実績を基に算出された額となっている。

また、管理費のうち建築設備等保守管理費・環境維持管理費・保安警備業務費のほとんどは再委託されている。

再委託先の選定・契約方式は指定管理者に任されているが、複数年契約が導入されるなど再委託料の削減に努められており、年々遞減傾向にある。

最後に、以上の人件費・事務費・管理費の合計から指定管理者の自動販売機手数料・スボーツ用品販売手数料等を差し引き、指定管理料提案額とされている。以下に、平成19年度体育館等の管理運営費提案額の算定過程を示す。

施設名：総合体育館、城北市民体育館、城南市民体育館、城東市民体育館、城東テニスコート、城西市民体育館、森本市民体育館、浅野川市民体育館、中央市民体育館
単位：千円

項目	内容等	金額	備考
人件費			
常勤職員費	2人分	省略	
非常勤職員費	13人分	省略	
臨時職員費	9人分	省略	
合計		62,798	A

26. 地区公民館管理運営業務料

委託業務区分	
施設管理運営	
各種事業、研修会等開催・運営	
委託業務内容	
地区公民館管理運営業務	
業務委託理由別分類	
市民協働社会の実現に向けた住民参画の奨励	
款・項・目	
教育費・社会教育費・公民館費	
担当課	
教育委員会生涯学習部生涯学習課	
委託料	
1. 当初予算計上額	
589,325,000円	
2. 最終支出額	
585,426,650円	
委託履行期間	
平成19年4月1日～平成20年3月31日	
委託事業開始時期	
平成15年度以前	
委託契約先名称	
各地区公民館振興協力会	
委託契約先分類	
NPO法人等	
契約方法	
指定管理者制度	
公募によらなかつた場合の理由とするもの	
地域コミュニケーション施設	
契約期間	
平成17年4月より5年間	
再委託の有無	
有	

また、再委託先からの情報流失防止策として、金沢市と当該財団との間で締結された「金沢市体育施設の管理に関する協定書」第22条「個人情報保護」を受けて、「個人情報保護の取扱いに関する特記事項」の遵守が義務付けられており、指定管理者はあらかじめ金沢市の書面による承認があるときを除き、管理業務を処理するための個人情報保護の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならないとされている。

加えて、指定管理者は、金沢市の承認により、管理業務を処理するための個人情報保護の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、金沢市が指定管理者に求めた個人情報保護の措置に必要措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとするとされているが、現時点では、個人情報の取り扱いを含む業務を再委託業者に委託した契約は見受けられない。

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を、毎期の次期予算見積りに反映している。

また、担当課が指定管理者の事業評価を行い、その評価結果がインターネットで公表されている。

評価結果を見ると、評点2(目標や計画どおりの成果があった)・総合評価A(総合評価の結果、適正である)がほとんどであった。

これは評点項目が4段階(0点から3点)にしか分かれておらず、詳細な評価ができないうためであると思われる。

さらに詳細な評価を実施するため、評点項目の段階を増やし、評価結果の合計点数が低い場合には、指定管理者に対し、適正となるよう指示することが必要と考える。

(9) 過去の外部監査における指摘に対する措置状況の確認

平成14年度の外部監査(委託料)において、スポーツ施設の実際の収入と支出を把握して収支責任を持たせるべきとの指摘があった。

今回の監査の結果、根拠条例ごとに体育施設をいくつか括った単位ごとに職員費や共通管理費は各体育施設に配賦していないが、その他の費用と使用料収入は各体育施設ごとに把握しており、各体育施設の施設管理費に占める使用料収入の割合も算出していた。

将来的には、共通費も配賦し、修繕費も算定し、使用料以外の収入も明らかにして、各体育施設ごとの収支を明確にして経営改善に生かすべきである。

指定管理者制度導入前に比べ導入後の全体の委託料は、570,755千円から580,565千円に増加しており、平成19年度には587,247千円に増加しているが、これは、人件費が年々上昇していくことなどがその理由である。

(3) 契約内容について
指定管理者制度を導入している。
平成17年度から指定管理者制度に移行したが、その際には、公募によらず選考によって指定管理者が決定されている。

これは、金沢市の「指定管理者制度導入移行に際しての本市の基本方針」(平成16年8月17日)において、地区公民館はこれまで実質的な管理を関係住民で行ってきたところであり、今後とも関係住民で行うことが望まれるため、関係住民で組織する団体に管理運営を委ねることとしたことから、担当課が各地区公民館振興協力を指定管理者として選考し、「金沢市指定管理者選定会」に諮った上で決定したものである。

なお、指定管理者を選定した「金沢市指定管理者選定会」は、会長が金沢市副市長で、選定員は各部長、幹事は各課長で構成されており、外部の人材は、全く登用されていない。指定管理者の選定の公平性・透明性を立証するために、外部委員の登用が必要であったと思われるが、平成20年度に実施した「金沢市指定管理者選定会」では、外部委員2名(大学名誉教授、公認会計士)が登用されており、既に改善が図られている。

(4) 入札について
該当なし

(5) 予算の正確性の検証
当初予算計上額と最終支出額の差額3,898,350円の不用額が発生しているが、これは、当初予算計上額に対して0.66%の不用額である。
不用額は、予算計上時に予測できなかった公民館職員の早期退職等により発生したものであったが、そのうち3,135,395円が同じ地区公民館費の中の施設整備費の予算不足額に流用されている。

(6) 対価としての妥当性について
予算計上額の計算根拠は、まず各公民館の前々年度の管理運営費の実績を人件費・管理費・事業費に分け、人件費については、翌年度配置予定公民館職員(主事・事務員)の年間人件費の75%に、加算要因として世帯数が1,000世帯を下回る館に助成し、減算要因としては、事務員等の時間外限度日数を10日に制限し、主事昇給停止年齢を55歳又は60歳としている。
管理費については、実績額から「控除対象経費」を控除した額の75%に、加算要因として土地借上げ料を40万円を限度として100%助成する。
事業費については、実績額から「控除対象経費」を控除した額の75%とする。

(1) 委託業務の概要
昭和20年に公民館が発足した。公民館は自主的な学習活動を支援する身近な生涯学習の中核施設である。また、世代を超えた地域づくりの拠点でもある。

人口45万6千人の金沢市には、中央公民館が2館、概ね小学校区ごとに設置されている地区公民館が60館ある。地区公民館1館当たりの人口は7.6千人となっており、他の自治体に比べ、地区公民館の設置が充実されている。ちなみに、他の自治体をみると以下のようになっている。

浜松市	人口 81万1千人	37 公民館	1 館当たり	21.9 千人
岡山市	人口 70万1千人	37 公民館	1 館当たり	18.9 千人
西宮市	人口 47万7千人	23 公民館	1 館当たり	20.7 千人
倉敷市	人口 47万2千人	29 公民館	1 館当たり	16.3 千人
旭川市	人口 35万7千人	14 公民館	1 館当たり	25.5 千人

金沢は、古くから町内自治、善隣館活動など相互扶助による自治活動が盛んであった。この精神を引き継ぎ、地域団体と連携しながら、「金沢方式」と呼ばれる特色ある運営方式で、各地区公民館の運営が行われている。

「金沢方式」では、公民館運営費の概ね75%相当額を委託費として金沢市が支出しており、残り25%は、各公民館の地元負担金で賄われており、各地区公民館では、住民が主体となった特色ある活動が盛んに行われている。

(2) 業務委託理由について
委託の理由は、市民協働社会の実現に向けた住民参画を奨励するためである。
平成15年6月の地方自治法改正により、これまで管理委託制度を採用していた地区公民館においても指定管理者制度を導入することになった。

前述の、地域主導による「金沢方式」を崩さないため、運営母体である指定管理者については、従来から地域主導で公民館に設置されていた各地区公民館振興協力会とした。よって、委託の理由は理解することができる。

また、監査人が実査した公民館においても、地域主導で多くの事業を展開しており、金沢方式の地区公民館制度が地域において正常に機能している点については全く問題がない。

とはいえ、本来の、公の施設における指定管理者制度導入の趣旨である業務の効率化についてもある程度考察する必要があると考えられるため、指定管理者制度導入前後(平成16年度、平成17年度)の公民館管理運営委託料の推移を確認した。

指定管理者制度移行前後の委託料の変化：単位(千円) (参考)

	平成16年度	平成17年度	増減額	増減率	平成19年度
委託料	570,755	580,565	9,810	1.7%	587,247

られており、指定管理者はあらかじめ金沢市の書面による承認があるときを除き、管理業務を処理するための個人情報取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならないとされている。

また、指定管理者は、金沢市の承認により、管理業務を処理するための個人情報取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、金沢市が指定管理者に求めた個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとなっているが、金沢市として随時モニタリングまでは行われていない。

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を翌々期の予算見積算に反映しているため、予算額算定の根拠としては適正である。

また、担当課が指定管理者の事業評価を行い、その評価結果がインターネットで公表されている。

評価結果を見ると、効率性のみが評点2(目標や計画どおりの成果があった)で、安定性・専門性・サービスは評点3(最高点)で、総合評価S(総合評価の結果、優れていると認められるもの)であった。

(9) 過去の外部監査における指摘に対する措置状況の確認

平成14年度の外部監査(委託料)において、①委託料の計算ルールの策定と公開、②各地区公民館振興協力会の監査能力を高めるべきであるとの指摘があった。①については、対価としての妥当性には問題があるが、明確な計算ルールが策定され、公開されている。

②については、60公民館のうち、監査報告書が収支決算書に添付されていたものが24館であった。残りの36館には監査報告書が添付されていなかった。

監査報告書を添付している公民館も積立金等の残高監査をしていることが明らかなのは3館のみであった。

監査報告書を添付していない公民館も監査を受けているならば、金沢市は各公民館の収支決算書に監査報告書を添付するように指導すべきである。

なお、管理費・事業費については、前年度委託料との差額の上下限を30万円に
なるように激変緩和措置を行っている。

上記の計算根拠では、各公民館の事業内容に変更がなければ、人件費の上昇により指定管理料が年々増大することは明らかである。

また、各地区公民館の平成19年度決算では百万円以上の剰余金を計上した公民館が11館あり、60公民館の合計では4千万円以上に達している。

しかし、各公民館では、金沢市からの委託料収入を充当して実施する事業と地元負担金等のみを充当して実施する事業を区分せず、単一の帳簿で経理していることから、剰余金が金沢市の指定管理料から派生したもののか、地元負担金等から派生したものは、一見して確認することができなかつた。

平成19年度の各地区公民館の収支決算書により、委託料算定対象事業の支出に対する委託料の割合を確認したところ、市が概ね負担すべき75%を下回っていることが確認できたが、市の委託料を充当して実施する事業と地元負担金等のみを充当して実施する事業を明確に区分して経理しておく必要がある。

加えて、各公民館の収支決算はその地区住民のみ公開されているが、金沢市が運営費の概ね75%相当額を委託費として支出していることから、市のホームページ上ですべての公民館の収支決算書を開示することも検討する必要がある。

なお、監査人が地区公民館を調査したところ、基金・積立金等で1千万円を超える公民館があつたことから、ペイオフ対策が適正に実施されるよう市から指導する必要がある。

意見

市は、地区公民館の経理において、市委託対象事業と地元自主事業を明確に区分するよう指導するとともに、市のホームページに、公民館の収支決算書を公開することを検討する必要がある。

意見

市は、地区公民館の基金・積立金等のペイオフ対策が適正に実施されるよう指導する必要がある。

(7) 再委託の状況について

公民館施設整備事業において、契約書上、再委託が禁止されている。担当課によれば、見積書の提出で再委託の事前承認を兼ねているとのことである。

なお、再委託先からの情報流失防止について、金沢市と各地区公民館振興協力会との間で締結された「各地区公民館の管理運営に関する協定書」第9条「個人情報の保護」を受けて、「個人情報取り扱いに係る特記事項」の遵守が義務付け

27. 金沢市生きがい情報作業センター施設管理運営費

委託業務区分	
施設管理運営	
委託業務内容	情報通信を活用した作業等を通して、高齢者や障害のある方の生きがいの増進及び社会参加を図る施設である金沢市生きがい情報作業センターの管理運営業務委託理由別分類
業務の効率化及び人件費等その他経費の節減	
民間感覚により市民サービスの向上を図るため	
款・項・目	
民生費・老人福祉費・老人施設福祉費	
担当課	
福祉健康局長寿福祉課	
委託料	
1. 当初予算計上額	17,684,000 円
2. 最終支出額	17,684,000 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 11 年 3 月
委託契約先名称	北陸総合警備保障株式会社
委託契約先分類	管利法人
契約方法	指定管理者制度
公募によらなかつた場合の理由とするもの	指定管理者を公募しており、該当なし
契約期間	平成 17 年 4 月より 5 年間
再委託の有無	有

(1) 委託業務の概要

①経緯

金沢市は、平成 6 年に従来の行政事務の情報化を中心とした計画から「高度情報化総合ビジョン」として 36 システムに及ぶ新しい情報化計画を策定し、平成 13 年 3 月、IT 技術の進展、社会システムの変化から計画の評価・見直しを行い、新たな情報化基本計画として「市民が創る、にぎわいと風格のある街・IT 都市金沢」の構築を基本理念とする「金沢市高度情報化アクションプラン」を策定している。一方、情報長寿社会の実現を目指し、高齢者医療・福祉のための情報通信システムを整備と、その有用性の実証等を行う「金沢情報長寿のまちづくり事業」を実施し、平成 11 年 3 月、高齢者・障害者のより一層の生きがい創出と社会参加の推進を図ることを目的に、市立小立野小学校の余裕教室を改装し「金沢市生きがい情報作業センター（後に金沢市小立野生きがい情報作業センター）」を開設している。

同センターでは、インターネット等を活用したテレワーク機能と情報バリエーション環境を合わせて整備・提供し、インターネット等の情報通信を活用した就労支援（高齢者・障害者の登録ワーカークへのホームページ作成や議事録作成（テープ起こし）などの業務仲介）や、簡単な文書入力だけでホームページを自動的に作成できる「らくらくウェブ工房」システム等により、高齢者・障害者の情報発信活動の支援などを行い、成果を上げている。

また、テレビ会議システムやインターネットなどを活用した各種交流イベントの実施や、市内の段差や階段、車椅子用トイレの設置情報などを「かんたんバリアフリーマップ」として制作し公開するなど、多様な活動の拠点となっている。

平成 14 年 1 月には、高齢者のパソコンへの関心の高まり等を背景とした、利用ニーズの増大に対応するため、市立金石中学校内に二つ目のセンターを開所するとともに、平成 15 年度には市立泉中学校内に三つ目となるセンターが開所された。

以上の経緯は、高齢化が急速に進展する中で、高齢者・障害者とそうでない人々との情報格差が就業の場において拡大している、そのような状況下での国の施策である地域・生活情報通信基盤高度化事業（高齢者・障害者向けの情報通信システムを設置することで、これらの人々が最適な環境でテレワークを行うことがでさる情報バリアフリー・テレワークセンターを整備し、全ての人々が情報通信の利便を享受でききる情報バリアフリーな環境の実現に貢献しようとする目的の施設整備事業）に沿ったものである。

上記施設整備事業の内容は、高齢者・障害者向けの情報通信システム等を設置した情報バリアフリー・テレワークセンター施設を整備する地方公共団体等に対してその整備に必要な経費の一部を補助するものであり、事業主体は都道府県、市町村、第 3 セクター、公益法人であり、支援の対象はセンター施設、送受信装置、高齢者・障害者向け情報通信利用装置、用地取得費等であり、事業主体が市町村の場合は、国の補助率は 3 分の 1 で、残りの 3 分の 2 を市町村が負担するというものであった。

なく、指定管理者の選定の公平性・透明性を立証するためには、外部委員の登用が必要であったと思われる。
 なお、平成20年度に実施した「指定管理者選定会」では、外部委員2名(大学名譽教授、公認会計士)が登用されており、既に改善が図られている。

(4) 入札について
 該当なし

(5) 予算の正確性の検証
 当初予算計上額と最終支出額は一致している。

(6) 対価としての妥当性について
 ①標準管理運営積算及び収支決算

金沢市生きがい情報作業センター標準管理運営費積算表(平成17年度) 単位:千円

項目	内 容 等	金額
人件費		
常勤職員	各センター職員1人(諸経費含む)	6,900
臨時職員	各センター職員2人(諸経費含む)	4,400
合計		11,300
事務費	通信運搬費、コピーリース、消耗品一式	1,500
事務補助費	ITボランティア報酬等各センター1人	1,600
合計		3,100
管理費	電気料金	800
	ガス料金	300
	GHP用	300
	修繕料	300
	清掃費	1,470
	機械警備	420
	OA機器保守点検	410
	GHP保守点検	100
合計		3,800
標準管理運営費合計		18,200

上記積算表金額には、消費税額を含む。

なお、積算根拠について質問したところ、人件費等に関する積算の根拠は、市の予算単価とのことであった。

なお各科目の積算基礎となっている、職員等の人件費単価、人数、日数に関しては、説明を受けた後で現場視察及び日報等の閲覧により、特に問題となるものはなかった。

次に、平成19年度収支決算書を示す。

②現状

委託している業務は、市内在住の55歳以上の方、障害のある方を利用対象とする市内に3箇所ある金沢市生きがい情報作業センター(金沢市小立野生きがい情報作業センター、金沢市金石生きがい情報作業センター、金沢市泉生きがい情報作業センター)の管理運営である。

施設の概要は、パソコン教室と事務室及びパソコン16台とその周辺機器であり指定管理者として行う業務の範囲は下記のとおりである。

- ア 各センターの使用の承認に関すること。
- イ 各センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- ウ 金沢市生きがい情報作業センター条例第3条に規定する作業等の内容の実施に関すること。

(作業等の内容)

第3条 生きがい情報作業センターにおいて情報通信を活用して行う作業等の内容は、次のとおりとする。

- i) 情報通信に係るホームページ、各種データ等の作成
- ii) 電子メールの翻訳及び文書の点字翻訳
- iii) 地域における福祉保健に関する情報の提供、各種相談相互交流等の支援活動
- iv) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な作業等

エ その他3センターの管理上市長が必要と認める業務
 (金沢市生きがい情報作業センター指定管理者募集要項より)

(2) 業務委託理由について
 業務委託の目的とするとところは業務の効率化(経費削減)と市民サービス(民間の知識ノウハウの利用による)の質の向上の両方を目指したものである。

(3) 契約内容について
 指定管理者制度を導入している。
 平成17年度から公募による指定管理者制度へ移行しており、金沢市生きがい情報作業センター条例第12条の規定により、北陸総合警備保障が指定管理者として指定されている。

指定期間は平成17年4月～平成22年3月の5年間であり、当該年度はその3年目に当たる。

当該指定管理者は、応募3社のうち、①指定管理者としての適格性、②安定的効率的な管理運営の維持、③専門的なサービス供給及び市民サービスの向上の各区分毎の審査項目の評価において、最高得点を獲得していることを確認した。ただし、平成16年金沢市指定管理者選定会名簿を閲覧する限り、会長以下7人の選定委員は全て、当時の助役以下金沢市役職者であり、外部有識者等の参加は

次に支出科目毎の実績についても、現場視察等の結果によっても実態を正確に反映したものであり、特に調整をしなければならぬ異常なものはない。

②現地視察

監査人が、金沢市生きがい情報作業センターの一つである、小立野生きがい情報作業センターを視察した。仕様書においては「指定管理者は、金沢市の所有に属する物品については、「金沢市財務規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理を行うものとなっており、また、指定管理者は同規則に定められた物品管理簿を備えて、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない」と記載されているところ、パソコン及びプリンター等はすべてリース契約であるという理由と施設内の設備及び物品等は全て金沢市所有の財産及び管理下にあるという理由(台帳は担当課保管)で、施設毎の物品管理簿の常備と購入及び廃棄等の異動の報告は行われていなかった。加えて、「指定管理者は、業務において使用する金沢市の所有に属する物品のうち、重要物品、備品については、「金沢市財務規則」に基づく現在高の調査を行い、同規則に定めるところにより、市に報告しなければならない」とあるところ、報告は行われていなかった。

また、台数は少ないものの、すでに使用していないパソコンやプリンター等も存在していた。

意見

生きがい情報作業センターにおいては、指定管理者に対し、施設内の物品の保管状況及び異動等の報告を適正に実施するよう指導する必要がある。

なお、金沢市生きがい情報作業センター業務の実態はシニアパソコン教室であった。したがって、民間施設と競合する業務内容であり、市内の他の2施設についても同様であることである。

パソコンをいつでも気軽に利用できる施設として、高齢者(但し利用対象者は金沢市に住所を有する55歳以上の方及び障害のある方)に対して、受託者である北陸総合警備保障(株)の施設職員である所長と臨時職員である女性1名が高齢者のパソコン操作等に関する質問に答え、操作や指導を行っていた。

施設の受付簿を閲覧したが、来場者は日によって多少の変動は見られるものほとんど固定されたものであった。

なお、ITボランティアとは、シニアパソコン教室で、ある程度技能を取得した方が登録することによって、実費程度は支給され、指導する側に回るということであった。

また、視察する限り、来場者のほとんどは高齢者であり、IT機器操作の熟練によって、新しく職を得ようとすることを目的とする55歳から60歳前後にかけ

単位：千円

項目	人件費	10,850
	事務費	3,100
	管理費	3,734
収入合計		17,684

単位：千円

支出科目	金額	支出	金額	差額
人件費	6,750			
非常勤職員	4,100			
		人件費	10,410	
		管理経費	440	
人件費合計	10,850		10,850	0
事務費	1,500	事務費		
		事務費	900	
		複写機リース料	176	
		教材費	33	
		ケーブテレビ	162	
		電話料	340	
事務補助費	1,600	事務補助費		
		ボランティア経費	1,425	
		保険料	3	
		事務費・事務補助費計	3,039	
		管理経費	61	
事務費合計	3,100		3,100	
電気料金	800	同左	635	
ガス料金	300	同左	359	
修繕費	300	同左	96	
清掃費	1,404	同左	1,328	
機械警備費	420	同左	420	
OA機器保守点検	410	同左	386	
GHP保守点検	100	同左	99	
		管理費計	3,323	
		管理経費	411	
管理費合計	3,734		3,734	0
合計	17,684		17,684	0

上記のとおり、収支及び支出科目の人件費、事務費、管理費毎に予算と実績が合致しており問題は無い。

まず、予算個別要求書の人件費に関する、各科目(報酬、手当、賃金、福利厚生費等)を精査する限り特に異常なものはない。

(7) 再委託の状況について
下記の保守管理業務については再委託されている。

業務	金額(千円)	比率
清掃業務	1,328	
機械警備	420	
空調機保守管理	99	
OA機器保守点検	386	
合計	2,233	12.6%
委託料合計	17,684	

再委託については、金沢市生きがい情報作業センターの管理に関する協定書第21条(乙は、管理業務を第三者に委託してはならない。但し、管理業務の一部であつて、自ら行うことが困難であるものについては、甲の承認を得たときはこの限りではない)に基づき、あらかじめ市の承認を得て、再委託されていた。

(8) 事後評価の実施状況
担当課は、業務完了報告書の提出を受けている。
また、担当課が指定管理者の事業評価を行い、その評価結果を行政経営課に提出し、第三者評価委員会(外部有識者のみで構成される)のチェックを受けて、インターネットで公表されている。
評価結果を見ると、「施設の管理運営において、概ね適正に実施されている。今後、施設の設置目的に沿うようますます充実した運営を行っていかれるよう期待する。」のコメント付で総合評価をA(総合評価の結果、適正である)としていた。

ての、いわゆる就業の場における情報格差(情報機器操作格差)に切羽詰った感じの中、中高年者等も見受けられなかった。このような状況は他の2施設もあまり変わらないという説明であった。

金沢市生きがい情報作業センターのパンフレットには、業務概要として「シニアパソコン教室に加え、次の業務も行っています」との記載があり、データ処理業務、ホームページ作成、テープ起こし、文書作成のほか、手話コミュニケーションサービス、行政情報の提供サービスを掲げている。

これは、地域・生活情報通信基盤高度化事業における情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業のうち、テレワークセンターにかかると思われるが、小立野生きがい情報作業センターを視察するに、現在は開店休業の状態であり、シニアパソコン教室だけが行われているのが現状である。

当初の目的の一つであるインターネット等を活用したテレワーク機能と情報バリアフリー環境を合わせて整備・提供し、インターネット等の情報通信を活用した就労支援(高齢者・障害者の登録ワーカークへのホームページ作成や議事録作成(テープ起こし)などの業務仲介)や、簡単な文書入力だけでホームページを自動的に作成できる「らくらくウェブ工房」システム等による高齢者・障害者の情報発信活動の支援などは、ほとんど行われてはいなかった。

また、施設の開設時間は午前9時から午後4時までであり、休館日も、年末年始のほか、日曜日及び土曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日となっており、ほぼ市に準じたものとなっている。

これについては、休日にも開館して欲しいという声もあるようであるが、「特に職業訓練を目的とした施設ではない」との理由で、休日の開館は今のところ予定してはいないということであった。

現状の利用状況(情報通信を利用したホームページの作成及び更新、テープ起こし等のデータ処理業務は実施されおらず、障害のある方の利用状況も活発とはいえない)から判断する限り、施設周辺に居住するお年寄り20名前後のパソコンとその周辺機器の利用サロンと化している観は否定できない。

したがって、現状の活動が民間施設と競合する業務内容であるといえることから、費用と効果の観点から当該施設とその事業の存続を含めた抜本的見直しが必要な時期に来ていると思われる。

意見
生きがい情報作業センターにおいては、現状の活動が民間施設と競合しており、費用対効果の観点から、当該施設とその事業の存続を含め、抜本的見直しについて検討する必要がある。

28. 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場等管理業務委託
 29. 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場等管理業務委託

委託業務区分	
施設管理運営	
委託業務内容	
駐車場の供用に関する管理	
駐車場の施設及び設備の維持管理	
その他	
業務委託理由別分類	
業務の効率化及び人件費等その他経費の節減	
款・項・目	
総務費・総務管理費・交通対策費	
担当課	
都市政策局交通政策部歩ける環境推進課	
委託料	
1. 当初予算計上額	20,400,000円(金沢駅第1等) 16,800,000円(西金沢駅前等)
2. 最終支出額	20,400,000円(金沢駅第1等) 16,800,000円(西金沢駅前等)
委託履行期間	
平成19年4月1日～平成20年3月31日	
委託事業開始時期	
平成15年度以前	
委託契約先名称	
財団法人金沢まちづくり財団	
委託契約先分類	
金沢市の外郭団体	
契約方法	
指定管理者制度	
公募によらなかつた場合の理由とするもの	
指定管理者を公募しており、該当なし	
契約期間	
平成17年4月より5年間	
再委託の有無	
有	

(1) 委託業務の概要

① 沿革

事業の開始年月 : 昭和56年10月
 委託事業化の開始年月 : 平成3年4月

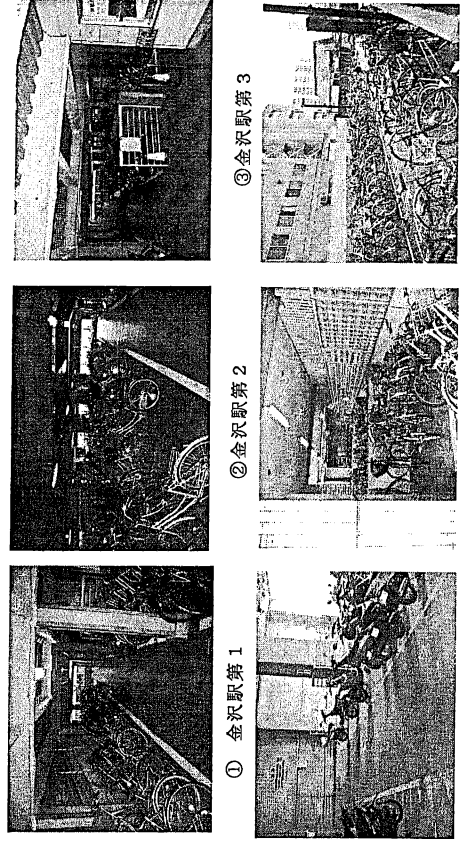
② 現状・内容

業務内容は、駐車場内を適宜巡回し、必要に応じて自転車等の整理及び誘導を行うこと、定期的に長期駐車自転車等の利用状況を調査し、移動保管する旨の警告を行うこと、長期駐車自転車等のうち、連絡先の明確なものは、電話等で所有者に対して引き取りに来るように連絡すること、収集した長期駐車自転車等を保管台帳に記載するとともに、一定期間経過し再利用不可能なものは、金沢市が指定する事業者へ受け渡すこと、駐車場内の掃除を行うことなどである。

委託対象の自転車駐車場の設置場所、収容台数、開設日は以下のとおりである。

(金沢駅第1等)

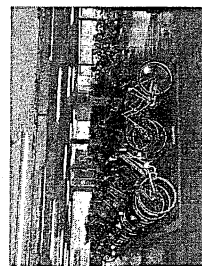
名称 (自転車駐車場は省略)	設置場所	収容台数		開設日
		自転車	原付	
1 金沢駅第1	北安江町へ61番地6	598	122	平成3年4月1日
2 金沢駅第2	北安江町ト130番地2	612	0	平成3年4月1日
3 金沢駅第3	昭和町631番地2	694	30	平成9年3月20日
4 金沢駅原付バイク 駐車場	日吉町18番地2	0	69	平成3年4月1日
5 金沢駅東	昭和町16番2号	60	0	平成2年4月1日
6 本町2丁目	本町2丁目608番地2	320	0	平成7年9月26日



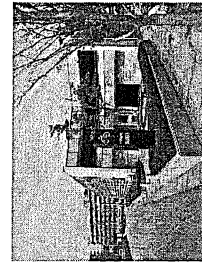
① 金沢駅第1 ② 金沢駅第2 ③ 金沢駅第3
 ④ 金沢駅原付バイク駐車場 ⑤ 金沢駅東 ⑥ 本町2丁目

(西金沢駅前等)

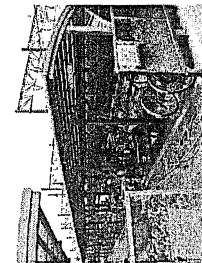
名称 (自転車駐車場は省略)	設置場所	収容台数		開設日
		自転車	原付	
1 西金沢駅前	西金沢1丁目14番地	775	45	平成6年6月1日
2 東金沢駅前	三池町208番地3	820	20	平成14年10月21日
3 東金沢駅西	三池町263番地5	195	10	平成16年4月1日
4 森本駅前第1	弥勒町口61番地2	308	4	平成17年4月1日
5 森本駅西	弥勒町ア30番地	285	15	平成14年11月29日
6 野町駅前	野町5丁目59番地1	50	0	平成7年4月1日
7 馬替駅前	馬替2丁目91番地先	35	5	平成5年3月31日
8 額住宅駅前	額新町1丁目20番地先	100	0	昭和57年12月12日
9 乙丸駅前	額乙丸町ハ210番地	150	0	平成6年4月1日
10 割出駅前	諸江町ア74番地3	36	0	平成13年4月1日
11 蚊爪駅前	蚊爪町イ147番地2	30	0	平成15年4月14日
12 みどり1丁目バス停前	みどり1丁目218番地	17	3	昭和56年4月1日
13 光が丘2丁目	光が丘2丁目59番地	50	0	昭和56年11月15日
14 四十万バス停前	四十万町北カ126番地	42	0	平成7年4月1日
15 金石バス停前	金石西3丁目1番地1	181	10	平成11年4月8日
16 木越団地	木越2丁目1番地	9	3	平成15年5月1日
17 矢木1丁目	矢木1丁目102番地	18	0	平成16年2月17日
18 表参道	安江町122番地3	30	10	平成18年4月15日
19 香林坊地下	香林坊1丁目24番地	607	50	昭和61年9月20日
20 香林坊	片町2丁目269番地2	50	10	平成14年10月13日
21 柿木島	片町1丁目31番地1	170	30	平成9年8月19日
22 片町丘場	片町2丁目573番地	40	20	平成12年7月17日



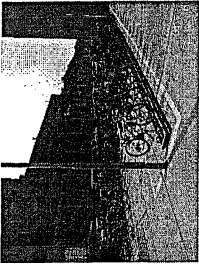
① 西金沢駅前



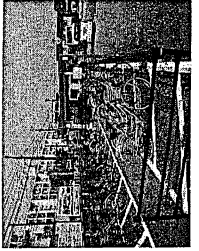
② 東金沢



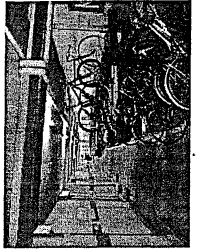
③ 東金沢駅西



④ 森本駅前第1



⑤ 額住宅駅前



⑥ 香林坊地下

現場往査において、業務実態を視察、職員にヒアリングし、書類を通査した結果、仕様書に記載されている委託業務が適正に実施されていると判断した。

(2) 業務委託理由について

① 政策目的：新金沢市総合交通計画

世界都市金沢にふさわしい交通体制を構築することを目的とする。

② 事業目的：公共の自転車等駐車場の適正な管理運営の実施

③ 委託事業化した目的：業務の効率化及び人件費等その他経費の節減

委託の理由に関して、合理的であると判断した。また、委託経費のうち大きなウエイトを占める管理員の時間単価は低く設定されており、経費節減が図られていると判断できる。

(3) 契約内容について

平成16年度に指定管理者が公募され、指定管理者選定会の審査により、金沢駅第1等は応募6団体、西金沢駅前等は応募2団体の中から財団法人金沢まちづくり財団が選定され、委託者と協定が締結されている。指定期間は、平成17年度から平成21年度までである。協定書上、違法性はないと判断した。

(4) 入札について

指定管理者の選定審査は、応募のあった団体を、金沢市の選定員7名により、安定的・効率的な管理運営の維持の観点と専門的なサービス供給及び市民サービスの向上の観点から評価し、実施された。

選定の主な理由として、施設の設置目的を正しく理解しており中立・公平な管理運営が期待できること及びトラブルの未然防止や発生時の対応について有効な提案があったことが、金沢市ホームページに公開されている。

「金沢市営金沢駅第1自転車駐車場等管理業務委託と西金沢駅前自転車駐車場等管理業務委託を分けて指定管理者を公募したことについては、指定管理者の受注機会を考慮したためである。」というのが市の見解である。

収容台数全体の約4割が集積し、徒歩等により巡回が可能である「金沢駅周辺地区」と、市内全域に整備されている金沢駅周辺以外の「その他地区」の2つに集約し管理することで、効率的な施設運営が可能となると想定したが、金沢駅周

辺以外の「その他地区」への応募者数が少ないことから、管理区域について今後検討する必要があると思われる。

(5) 予算の正確性の検証

前年度実績や新年度業務内容・時間を基に積算を実施しており、予算の正確性の観点からは、問題はないと判断した。

(6) 対価としての妥当性について

①過去3年間の委託料の推移表

委託者名称		平成17年度	平成18年度	平成19年度	単位：円
(財)	金沢まちづくり財団	20,400,000	20,400,000	20,400,000	

(西金沢駅前等)

委託者名称		平成17年度	平成18年度	平成19年度	単位：円
(財)	金沢まちづくり財団	22,000,000	21,100,000	16,860,000	

委託料のうち大きなウエイトを占める自転車等駐車場の管理者に係る経費の積算方法は、管理員の業務時間に単価を乗じて算出したものである。

金沢市及び受託者は、管理員の業務時間削減などコスト面を含む業務効率化について検討しているとのことであるが、過去3年間の委託料をみると、金沢駅第1等はコスト削減はないが、西金沢駅前等は管理員配置時間の見直しによるコスト削減が見られる。西金沢駅前等のコスト低減におけるサービス水準変化の検証を行った結果、特に支障が発生しなかったことから、金沢駅第1等においても管理員配置時間の見直しを行い、平成20年度の協定では経費削減が実施されている。

②管理員の配置人数と配置時間

(金沢駅第1等)

名称 (自転車駐車場は省略)	人数	配置時間	開場時間
1 金沢駅第1	1	午前5時30分から午後12時まで	午前5時30分から午後12時まで
2 金沢駅第2			午前6時から午後10時まで
3 金沢駅第3			午前6時から午後10時まで
4 金沢駅原付バイク駐車場	2	午前6時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
5 金沢駅東			午前0時から午後12時まで

6 本町2丁目	1	午前7時から午前9時まで 午後4時から午後6時まで ※土日祝・年末年始は配置しない。	午前0時から午後12時まで
---------	---	--	---------------

(西金沢駅前等)

名称 (自転車駐車場は省略)	人数	配置時間 (年末年始の配置時間は省略)	開場時間
1 西金沢駅前	1	午前5時30分から午前10時まで 午後4時から午後12時まで	午前5時30分から 午後12時まで
2 東金沢駅東	1	午前6時から午前10時まで 午後4時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
4 森本駅東第1	1	月～金 午前6時から午後10時まで 土日祝 午前6時から午前10時まで 午後4時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
5 野町駅前	1	午前7時から午前9時まで 午後4時から午後6時まで ※日祝はなし	午前0時から午後12時まで
6 香林坊地下	1	午前6時から午後10時30分まで	午前6時から午後10時30分まで
7 柿木島	1	月～金 午前7時30分から午前9時30分まで、午後5時30分から午後7時30分まで 土日祝 午前10時から午後7時30分まで	午前0時から午後12時まで

管理員の業務時間数が委託費の金額に影響を与えている。

③受託者からの報告のあった収支状況報告書(うち、支出の部を記載した)

(金沢駅第1等)

支出項目	17年度	18年度	19年度	単位：円
人件費	935,502	875,888	845,101	
給料手当	806,432	766,367	750,660	
福利厚生費	129,070	109,521	94,441	

- (7) 再委託の状況について
 指定管理者から当該事業の執行に際して、次の理由から再委託承認申請があり、市はこれを適当とし、再委託の承認をした。
 ① 経費節減及び高齢者雇用促進を図るため。(駐車場管理員派遣業務、駐車場管理業務)
 ② 業務内容が専門的であり、特殊性が高いため。(清掃業務、消防設備保守点検業務、一般廃棄物収集運搬業務)
 ①の管理業務は、時間単価が低く設定されており、再委託により経費節減が図られていると判断できる。②の掃除業務は、必ずしも専門的な業務とはいえない。

(8) 事後評価の実施状況
 「モニタリングにおいて、すぐに改善すべき点はみられない。受託者は自転車等駐車場の管理員に対して、利用者への接遇研修を実施しており、適切な業務履行に努めている。」というのが市の見解である。
 モニタリングとしての利用者アンケート調査は、平成20年3月12、13日午前10時から午後3時、金沢駅第3駐車場内において84名、西金沢駅前駐車場内において45名の施設利用者に対して、聞き取りで実施された。

- 質問項目は、次のとおりである。
 問1：駐車場の利用回数
 問2：駐車場の1回当たりの駐車期間
 問3：駐車場の利用目的
 問4：駐車場施設の感想
 問5：問4の分類
 問6：管理員の対応
 問7：問6で悪いと答えた具体的事例
 利用者アンケート調査結果のまとめとして、4分の3以上の利用者が、管理員の対応が良いと回答しており、接遇研修の効果が現れていると考えられる。
 少数ではあるが、駐車スペースの確保や駐車方法（いつも満車状態で駐車場所を探すのに苦労するという人がいた）に対する意見があった。
 これらの意見に対しては、現在、管理員は空いているスペースへの誘導や、本業務中の別の自転車等駐車場の案内も実施しているとのことであり、適宜対応されていると判断できる。

モニタリングの実施頻度については、年1日（平成18年度）か、2日（平成19年度）程度であり、回数として適当なのかは疑問である。

意見
 金沢市営自転車等駐車場のモニタリングとしての利用者アンケート調査の実施頻度を検討する必要がある。

事務費	275,233	275,042	408,132
消耗品費	54,289	68,460	198,800
通信運搬費	141,404	129,265	132,303
租税公課	67,074	64,092	64,152
保険料	0	0	0
雑費	12,466	13,225	12,877
管理費	19,191,633	19,067,484	19,070,017
光熱費	2,755,280	2,738,986	2,749,141
修繕費	99,545	45,570	100,000
印刷製本費	62,334	94,080	21,294
賃借料	2,940	2,940	2,940
燃料費	0	0	0
委託費	16,271,534	16,185,908	16,196,642

単位：円

支出項目	17年度	18年度	19年度
人件費	2,182,871	2,043,761	1,971,899
給料手当	1,881,683	1,788,190	1,751,540
福利厚生費	301,188	255,571	220,359
事務費	454,506	620,654	614,685
消耗品費	86,961	261,038	267,058
通信運搬費	154,335	159,105	144,853
租税公課	129,708	122,549	118,756
保険料	71,660	64,730	69,390
雑費	11,842	13,232	14,628
管理費	18,401,838	17,549,818	13,531,340
光熱費	2,207,636	2,020,071	1,944,027
修繕費	195,095	118,965	180,000
印刷製本費	68,470	362,250	85,176
賃借料	412,261	378,000	395,640
燃料費	135,638	99,620	87,088
委託費	15,382,738	14,570,912	10,839,409

委託費は、①自転車等駐車場管理委託、②掃除業務委託（トイレ・ガラス・床掃除）、③消防施設管理委託（火災報知装置・消火器等）、④廃棄物処理業務委託である。

西金沢駅前等の委託費の減少は、管理員業務時間の削減によるものである。

なお、平成8年度に「自転車総合交通計画」を策定し、自転車利用環境の向上のために、自転車等駐車を設置してきたことは評価できるが、計画策定からかなりの年数が経過しているにも関わらず、計画の更新はされていない。

今後、さらなる自転車利用環境の向上を目指すためには、駐輪スペースの拡充等について検討のうえ計画を更新する必要があると思われる。また、その際には計画の達成状況等を評価するための数値基準を掲げることが望ましい。

平成21年(2009年)4月8日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)4月8日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄